

訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出について

- 1 届出期限：
一定回数以上の訪問介護を居宅サービス計画に位置付けた月の翌月の末日まで
- 2 対象になる居宅サービス計画：
平成 30 年 10 月以降に作成又は変更した居宅サービス計画
- 3 提出書類：
 - ①届出書
 - ②基本情報とアセスメント表
*提出する居宅サービス計画書を作成する際に実施した
ものの写し
 - ③第 1 表 居宅サービス計画書（1）
 - ④第 2 表 居宅サービス計画書（2）
 - ⑤第 3 表 週間サービス計画書（3）
*当該月の時点で有効な居宅サービス計画書で利用者の同意と署名
があるものの写し
 - ⑥第 4 表 サービス担当者会議の要点
 - ⑦第 5 表 居宅介護支援経過
 - ⑧第 6 表 サービス利用票
 - ⑨第 7 表 サービス利用票別表
 - ⑩モニタリング表（支援経過に記載している場合は支援経過を提出）
*⑦～⑩については、3 か月間の記録の写し